

令和7年度

瑞穂ヶ丘中学校いじめ防止基本方針



1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行われなければならない。

学校は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

2 校内体制

- (1) 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのために、いじめが発生した場合の対応やいじめの防止のための指導計画を示し、いじめ防止基本方針の策定を行う。
- (2) いじめ防止対応の責任者を校長とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- (3) 「いじめ等対策委員会」は、月1回程度や緊急な場合など必要に応じて開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないよう単独で開催する。
- (4) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。（教職員がいじめに関する情報を抱え込み、報告を行わないことは、法第23条1項に違反する）
- (5) いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に集約担当に報告し一両日に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- (6) 「いじめ等対策委員会」の構成員を校長、教頭、主幹教諭、校務主任、各学年主任、3年職員、2年職員、1年職員、生徒指導主事、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、なごや子ども応援委員会コーディネーター、学級担任や部活顧問などの関係教職員とする。
- (7) 機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける。

3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- (1) 校長は、教職員一人一人が責任を自覚し、生徒と教職員の信頼関係を構築するよう指示する。教職員は、人権意識をもつ。
- (2) 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (3) 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- (4) 生徒と触れ合う時間をできる限り確保する。
- (5) いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- (6) 社会通念としていじめと判断できる行為については、生徒が「心身の苦痛を感じている」か否かにかかわらず、いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- (7) いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしない。認知したいじめは、必ずいじめ等対策委員会に報告をする。
- (8) いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- (9) 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- (10) いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。
- (11) 部活動は、スポーツ庁・文化庁のガイドライン等も踏まえて実施する。

4 未然防止の取組

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高まるよう努める。
- (2) 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合いながら互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (4) 上記の内容について、学校及び生徒の実態を踏まえ、なごや子ども応援委員会と協働して企画・計画・実践を進める。
- (5) 授業づくりでは、生徒が自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、生徒主体の授業づくりに取り組む。また、生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。

- ・ 自らの得意分野を知り、時間や労力を惜しまず、主体的に取り組む。
- ・ 課題の難易に関わらず、自ら進んで課題の解決に粘り強く取り組む。
- ・ 互いにに関わり合って、よりよい学校、学級づくりに取り組む。
- ・ 学校、学年、学級に帰属意識をもち、集団のために支え合う。
- ・ 自己存在感を高め、自分と仲間の命を大切にする。
- ・ 優しさや仲間への思いやりをもち、公正な判断に基づいて行動する。
- ・ 高い目標をもち、失敗を恐れることなく挑戦して、集団を高める。
- ・ 忍耐力を高め、ストレス解消の方法を工夫することで強い心を育む。

(6) キャリア教育の充実では、自己理解や他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考える取り組みを進める。

(7) 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「自分を大切にする」「相手の立場に立って考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

活用資料：「I N Gハンドブック」「人権教育の手引き」「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編」など

(8) 集団づくりでは、社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付くような学ぶ機会や、一人一人の生徒が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、生徒の自己有用感の育成を図る。単に生徒が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよいといった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。また、生徒会の取り組みにおいて、「なごやI N Gキャンペーン」、「いじめ防止教育・自殺予防教育」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

教育相談では、年に2回、学級担任と話しをする時間を設け、気軽に相談できる存在が近くにあることを伝えとともに、中学1年生の生徒全てに、スクールカウンセラーとの面談を実施する。

《学校全体での取り組み活動》

「あいさつ運動」「リサイクル活動」「環境整備活動」「人権道徳集会」「学習発表会」「作品展」「体育大会での学級対抗参加種目」「音楽会学級練習強化週間」など

《各学年での中心となる取り組み活動》

- 【1年生】 「校外学習」・「探究学習」
- 【2年生】 「稲武野外学習」・「探究学習」
- 【3年生】 「修学旅行」・「進路学習」

5 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活すべての場において生徒をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために日常的な観察とともに、毎月の質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノートの活用などを計画的に行い、日常の生徒の様子を把握したり子ども応援委員会と定期的に口頭並びに書面による情報交換を行ったりすることで早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

日頃から生徒とのふれあいを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「ウェブ版学校生活アンケート」

学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に生徒個々へ対応する。

(3) 定期的なアンケート調査

毎月にアンケートを実施し、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを把握し、未然防止の取り組みの評価・改善につなげる。

(4) 緊急的なアンケート調査

重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的にアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象として前後期に1回ずつ、教育相談週間を設ける。
- ・ 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 生徒指導連絡会

毎週、生徒指導連絡会（校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年生徒指導係、養護教諭、SC）を開き、各学年の取り組みや生徒の様子について情報交換し、各学年の取り組みの評価・改善につなげる。

(7) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(8) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全校生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 生徒手帳やカバン等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(9) SNS相談

相談する先が24時間365日あることを小学4年生～中学3年生児童生徒に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

6 いじめに対する措置（いじめの重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会、各関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた生徒に関しては、早期発見、早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
 - ・ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応
- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めたり注意したりする。
 - ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・ いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
 - ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
 - ・ 以下のような「重大事態」については直ちに教育委員会に報告し、調査に着手する。調査を行う際には、詳細な事実関係の確認を行うため、対象児童生徒・保護者のみならず、関係児童生徒・保護者に対しても説明し、協力を得るように努める。

○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- ・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する

※ 「いじめを受けた生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめを行った生徒を別室で指導する」など徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」については、いじめられた生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 当該事案に気付き次第直ちに、いじめを受けた生徒及びその保護者の要望・意見等を聴き取る。その際、誰がいじめを受けた生徒・保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた生徒・保護者の意向を尊重する。
- ・ 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果、その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、なごや子ども応援委員会や外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。
- ・ 犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に一

報するとともに、警察へ相談又は通報する。

(3) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、いじめを行った生徒を別室で指導する等、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) 集団への働きかけ

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるように集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取り組みを周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておくことなど、折に触れて依頼する。

7 なごや子ども応援委員会との協働

なごや子ども応援委員会コーディネーターを中心として協働を図り、未然防止及び早期発見の取組を進めるとともに問題の解決に努める。

8 校内研修の実施

いじめ対策検討会議の報告や生徒指導提要を活用する等、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を学期に1回は実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、PDCAサイクルに基づき、策定した「学校いじめ防止基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

また、いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめを発見、訴えを聞いた場合の対応の流れ ◆

直接目撃した

(暴力行為、からかい、暴言など)

その場で制止・指導

軽視・放置しない

通報・相談を受けた

(本人、他の児童生徒、保護者などから)

真摯に傾聴

軽視・後回ししない

即日に集約担当に報告

一両日中に「いじめ等対策委員会」などを開催し、
関係事案を迅速・正確に報告

いじめの訴えがあったらいじめと認知し、対応する

関係児童生徒に関する情報収集 (当該学級、部活動の話など)

情報共有

対応策の検討・協議・決定

関係児童生徒等への事情聴取

(加害児童生徒が認めない場合、証拠収集(現場目撃を含む)への協力依頼)

いじめの有無の確認

- ◆被害・加害児童生徒の保護者への連絡・家庭訪問(担任・主幹教諭)
- ◆被害児童生徒の安全確保・心のケア(養護教諭・SC)・SPの活用
- ◆加害児童生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置(学主・生指・SC)
- ◆観衆・傍観者への指導(学主・生指)
- ◆状況に応じた謝罪等の場の設定(教頭)
- ◆客観的な事実(聞き取りの内容等)を時系列で正確に記録
- ◆なごや子ども応援委員会と協働(なごや子ども応援委員会コーディネーター)

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取組

年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等		未然防止の取組		早期発見の取組		校内研修
4	いじめ等対策委員会 ① 生徒指導連絡会		・WEBQUの引き継ぎ ・SCによる全員面談 ・人権学習 ・こころの元気チェック①		・あったかハート配布 ・SNS相談の体験活動 ・学校生活アンケート① ・なごや子ども応援委員会との情報共有		研修① ・居場所づくり 研修② ・生徒理解 ・いじめ予防 研修③ ・教育相談 研修④ ・情報教育
5	いじめ等対策委員会 ② 生徒指導連絡会	↑	・なごやINGキャンペーンの年間を通じた取組 ・ストレス予防教育① ・環境ウィークトライ&アクション ・環境道德集会	↑	・学校生活アンケート② ・なごや子ども応援委員会との情報共有	↑	研修⑤ ・応急手当
6	生徒指導連絡会	↑	・WEBQU ・教育相談事前アンケート	↑	・学校生活アンケート③	↑	研修⑥ ・WEBQUの結果活用 ・自殺予防教育
7	生徒指導連絡会 いじめ・問題行動等 防止対策連絡会議	↑		↑	・三者懇談会 ・保護者との情報共有	↑	
8	いじめ等対策委員会 ③	↑	・部活動や出校日を中心に様子を把握	↑	・なごや子ども応援委員会との情報共有	↑	
9	生徒指導連絡会	↑	・こころの元気チェック②	↑	・学校生活アンケート④	↑	研修⑦ ・ナゴヤ学びのコンパス
10	生徒指導連絡会	↑	・WEBQU	↑	・学校生活アンケート⑤	↑	
11	いじめ等対策委員会 ④ 生徒指導連絡会	↑	・教育相談事前アンケート ・人権道德集会	↑	・学校生活アンケート⑥ ・なごや子ども応援委員会との情報共有	↑	研修⑧ ・人権教育
12	生徒指導連絡会	↑	・なごやINGキャンペーンの取組 ・ストレス予防教育②	↑	・三者懇談会 ・保護者との情報共有	↑	
1	いじめ等対策委員会 ⑤ 生徒指導連絡会	↑	・こころの元気チェック③	↑	・学校生活アンケート⑦ ・なごや子ども応援委員会との情報共有	↑	
2	いじめ等対策委員会 ⑥ 生徒指導連絡会 いじめ・問題行動等 防止対策連絡会議	↑		↑	・学校生活アンケート⑧ ・なごや子ども応援委員会との情報共有	↑	
3	生徒指導連絡会	↑		↑	・学校生活アンケート⑨ ・小中における情報交換	↑	研修⑨ ・実践報告会